

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会の一員として

弁護士 番 敦子

I. はじめに

1999年に日本弁護士連合会（日弁連）において犯罪被害者支援委員会（当初の名称は「犯罪被害者対策委員会」、以下「支援委員会」という。）が設置されたが、私は2000年に委員として参加し現在に至る。2009年度及び2010年度には支援委員会の委員長を務めた。

支援委員会の当初の10年間は犯罪被害者等（以下「被害者」という。）の権利の確立を求めるとともに、被害者に対して弁護士は何ができるのかを模索して、支援委員会も私自身も無我夢中で活動していた。2003年10月に愛媛県松山市で開催された日弁連第46回人権擁護大会のシンポジウムでは、被害者の権利の確立を訴え、当時、全国犯罪被害者の会（あすの会）が求めている被害者の公訴参加等を取り上げた。大会後も、支援委員会では、日本において可能な被害者参加の制度設計について議論を重ね、支援委員会として要綱試案をまとめた。

2004年に犯罪被害者基本法が制定され、これを受けて策定された第一次基本計画を前提に、刑事手続への被害者の参加の機会を拡充する制度に関する検討が行われた。私は、支援委員会を代表して、新制度の要綱（骨子）案を検討する法制審議会部会の委員となった。法制審議会部会では、支援委員会において議論して練り上げた被害者参加制度の要綱試案を基に、被害者参加につき賛成の立場で意見を述べた。法制審議会の答申を受けて法案が提出され、被害者参加制度及び損害賠償命令制度という新制度が創設された。

以上のような経緯から、2008年12月の新制度の施行前には、支援委員会の全国キャラバンのメンバーとして、さらに私個人として、各地の弁護士会に足を運び、新制度の説明や被害者から委託を受ける弁護士の役割を講演して回った。被害者側が刑事裁判の法廷の中に入るという被害者参加制度については、施行前には、刑事弁護を担う弁護士から、被害者の感情が刑事裁判を混乱させるのではないかとという危惧が示されたが、実際に制度が始まってみると、それが杞憂であることがわかった。多くの被害者は、事件の真相を知りたいという強い意思を持ち、辛い心情を抑えて、真摯に刑事裁判に参加した。

2009年5月に施行された市民が刑事裁判に加わる裁判員制度は日本の刑事裁判を変えたが、被害者参加制度もまた、刑事裁判に大きな変化をもたらしたのである。

II. 弁護士による被害者支援活動の高まり

被害者参加人から委託を受ける国選被害者参加弁護士制度が新設されたこともあり、被害者参加制度の進展とともに、被害者支援に携わる弁護士が増えたことは明らかである。国選被害者参加弁護士として日本司法支援センターと契約する（弁護士会が作成し日本司法支援セン

ターに提供された名簿に登載された) 弁護士は現状では約5500人である。

司法統計年報によれば、2018年の被害者参加人は1485人で、そのうち弁護士へ委託した人は1184人、つまり約8割の被害者参加人が被害者参加弁護士を依頼している。通年で統計のある2010年の被害者参加人は839人で弁護士への委託も557人であることと比較すると、多くの被害者が弁護士の援助を得て被害者参加制度を利用するようになったことがわかる。

被害者参加制度は画期的な制度ではあるものの、対象事件が限定されており、被害者参加人ができることは公判過程の法定された一定の事項にとどまる。そのため、被害者参加人から委託を受けた被害者参加弁護士の活動もその範囲に限定されるのであり、国から費用が支払われる弁護士の活動もその範囲のみである。しかし、事件発生から被害者は生まれ、被害者としての立場に置かれて、否応なしに刑事事件の進行に飲み込まれる。弁護士は、告訴・被害届、時にはメディア対応、捜査段階における警察・検察との対応、弁護人に対する対応等、さまざまな場面において、被害者を支援する。もちろん、これらの活動のうち弁護士でなくともできる活動もあるが、弁護士でなければ、刑事事件の進行段階に応じて、適切な支援を行うことは困難である。さらに言えば、性犯罪の被害者の場合が顕著であるが、弁護士が被害者の代理人となり支援活動を行うことによって、被害者の意向や心情に配慮した刑事事件の適正な処理や措置を促し、被害者のプライバシーを保護し、その尊厳を守ることがはじめて可能となる。

このような刑事事件の捜査段階等における弁護士による被害者支援活動には、国からの費用の支出はない。被害者支援を行う弁護士にとっては、日弁連が日本司法支援センターに事務を委託している犯罪被害者法律援助制度のみが頼りであるが、これは日弁連が会員弁護士から徴収した特別会費を主な財源として、捜査段階等の被害者支援活動をする弁護士の費用を賄うものであって、財政的基盤は脆弱である。被害者の権利を擁護する活動の必要性が増し、被害者が利用できる制度が広がれば広がるほど、その支援をする弁護士が必要となるが、その活動を支える費用の捻出をどうするのかという財政的な問題は解決していない。

国には、犯罪被害者等基本法の理念にのっとり、被害者のための施策を策定・実施する責務がある。そうであれば、弁護士による被害者支援活動のさらなる充実を図り、被害者の尊厳を尊重してその権利利益を進展させる必要性が認められるところ、国選被害者参加弁護士制度に加えて、捜査段階等における弁護士の支援活動に国が費用を支出する制度の創設が求められよう。日弁連では、2012年3月に「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」を、さらに2019年11月、「国費による被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書」をまとめ、公表した。現在もなお、私たちは、弁護士による被害者支援をさらに拡充し、被害者の権利を実現するために、国費による支援弁護士制度を求めて活動している。

Ⅲ. 日弁連第60回人権擁護大会について

支援委員会は、2017年10月に滋賀県大津市で行われた第60回人権擁護大会において、「あらためて問う『犯罪被害者の権利』とは～誰もが等しく充実した支援を受けられる社会へ～」と題して、シンポジウムを開催した。2004年の犯罪被害者等基本法の制定、新たな犯罪被害者支

援施策の創設等は進んだものの、未だ被害者支援は十分ではなく、さまざまな課題があることを訴えるためであった。

そして、日弁連は、上記人権擁護大会において、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」を採択した。この決議には国や地方公共団体に対する施策として、損害回復の実効性を確保するための必要な措置、犯罪被害者等補償法による経済的支援の充実、公費による弁護士制度の創設という3点に加え、「性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、全面的な財政的支援を行うこと」、「全ての地方公共団体において、地域の状況に応じた犯罪被害者施策を実施するための、被害者支援条例を制定すること」が掲げられた。

性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、日弁連は、2013年4月には、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」を公表し、私たちは同意見書を携え担当大臣等にも面会し、その意義やその設置の重要性を強く訴えたという経緯がある。このような活動は、その後のワンストップ支援センターの設置拡充の一助になったと自負しているが、それでも、まだまだ設置が始まったばかりで、被害者の支援に資する多くのワンストップ支援センターが求められた。そこで、上記人権擁護大会でも取り上げたのである。

人権擁護大会で決議を採択することはあくまでも目的実現のためのステップにすぎないことを肝に銘じ、大会後も、支援委員会の委員は、各地において上記決議に基づく具体的な活動を続けている。ワンストップ支援センター未設置の地域では、病院、民間支援団体及び地方公共団体に対し、設置のよびかけを行ってきたが、設置後もその充実を図るよう取り組んでいる。各地の弁護士のこのような取組は、支援委員会内で共有し、支援委員会として後押しをしている。

犯罪被害者条例の制定については、地方公共団体に対する呼びかけはもちろんのこと、被害者が創る条例研究会の協力も得て、各地の弁護士会において、支援委員会の委員が中心となり、条例制定の必要性を訴えるシンポジウム等の開催をしている。

支援委員会は、上記人権擁護大会決議を実現するよう、今後とも活動していく。

IV. 各関係機関との連携

弁護士による被害者支援活動は、被害者支援のある一面にすぎないことは言うまでもない。被害者には多方面にわたる支援が必要であり、各支援が連携することが期待される。犯罪被害者等基本法ではその第7条において、被害者支援における国、地方公共団体、日本司法支援センターその他民間団体等の連携協力が規定されている。

支援委員会は、早くから民間支援団体との連携を強めてきた。さらに、日本司法支援センターが開業し、被害者支援業務を行うにあたって、日本司法支援センターとも深く連携している。

個別事件の支援に関しては、捜査機関である警察や検察との連携が欠かせない。警察や検察は事件捜査を通じて被害者と接するが、被害者の状況・意向によって警察や検察は、弁護士会

に対し、被害者支援弁護士による法律相談や代理援助を求める。各地では、警察、検察、弁護士会が、被害者支援に関して連携するシステムを構築し始めている。支援委員会では全国においてこのような連携が強化されるよう、各地における状況の報告を求めている。

性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置や被害者支援条例制定の活動においては、地方公共団体や病院等の医療機関等との連携が不可欠である。また、設置後の性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいては、協力弁護士が法的支援を担っている。私自身、性暴力救援センター・東京（SARC 東京）の協力弁護士として待機しており、法律相談を受けたり、被害者から依頼を受け、支援弁護士として活動したりしている。

私たち弁護士は、被害者をとりまく多くの人や団体と今後もさらに連携を深めることになろう。

V. おわりに

本稿では、支援委員会の活動を中心に論述した。私の20年余にわたる被害者支援活動は支援委員会の歩みと概ね一致する。

弁護士業界の女性比率は20%に届くかどうかという状況であるが、支援委員会の女性委員の比率は2020年8月時点で40%に達している。被害者支援に関してはジェンダーの視点も不可欠であり、多様性も求められることから、支援委員会の女性比率の向上は望ましいと考える。また、支援委員会には若手や中堅弁護士が多いが、それは、被害者支援を特別な活動ではなく、当然の活動と考える世代が多くなったからではないかと思う。

私の願いは、被害者支援が弁護士の通常業務となるくらいに、弁護士による被害者支援が広がることであって、普通の弁護士が適切な被害者支援を行うことである。弁護士は、支援を行う専門職としてレベルアップ・スキルアップを目指すことが必要であるのはもちろんであるが、被害者と同じ市民としての目線や同じ人としての心情を決して忘れないことも重要であると常々思っている。この観点から、被害者支援に関する法的な研修及び被害者自身の声を聞く等の被害者の心情を理解するための研修は必須である。日弁連及び各弁護士会は、被害者支援に関するさまざまな研修を実施しており、被害者を国選被害者参加弁護士等の被害者支援を行う弁護士の名簿登載の要件としている。

1999年の委員会設置から20年が経過したことから、支援委員会は2020年12月に20年記念シンポジウムを開催した。10周年のときのシンポジウムには、弁護士以外の関係機関の方々にもご参加いただき開催したが、この度は Zoom ウェビナーを利用したオンライン開催であった。20年の活動を振り返るとともに、これからの被害者支援のあり方を考えるシンポジウムであるが、その副題は、「あたりまえの被害者支援へ、20年とこれから」というものである。まさしく、弁護士による被害者支援を含め、被害者支援が特別なものではなく、あたりまえのものとなるよう願ったシンポジウムであった。

私が支援委員会に参加した当初は、支援委員会には被害者支援に関する各地の先駆者である先輩の委員が集まり、創設期の弁護士の被害者支援に関して、あるいは、被害者の権利に関し

て、熱い議論を闘わせていた。弁護士としてのキャリアも十分ではなく、もちろん被害者支援についても新米だった私は、多くのことを支援委員会の先輩弁護士に教えていただいた。今や支援委員会には若い弁護士が多く参加するようになり、いつの間にか私が先輩になってしまったが、今後は、私が学んできたことを後輩の弁護士に伝えながら、被害者支援がさらに前に進むよう、微力ながら活動を続けて行きたいと思っている。